

米新製品用政府所有米穀交付要領

制定：平成21年 6 月 5 日付け21総食第134号総合食料局長通知
一部改正：平成22年10月29日付け22総食第652号総合食料局長通知
一部改正：平成23年 9 月 1 日付け23総食第1115号総合食料局長通知
一部改正：平成27年 9 月28日付け27食第96号
一部改正：令和元年 5 月 7 日付け元政統18号政策統括官通知
一部改正：令和 4 年 9 月 6 日付け 4 農産第2271号農産局長通知

第 1 目的

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、米を利用した新製品の開発を促進し、又は米穀の加工用途への需要開発を図るため、法人又は個人に対し、政府が所有する米穀（以下「政府所有米穀」という。）について、食糧法^{*1}第49条第 1 項、食糧法施行令^{*2}第15条第 1 項及び食糧法施行規則^{*3}第29条の規定に基づく交付を行う。

【参考】引用法令

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第113号）

（主要食糧の交付等）

第49条 政府は、政令で定めるところにより、主要食糧の交付又は貸付けを行うことができる。

2 （略）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成 7 年政令第98号）

（主要食糧の交付）

第15条 法第49条第 1 項の主要食糧の交付は、地方公共団体その他農林水産大臣が適当と認める者が主要食糧を試験研究又は教育の用に供しようとする場合に行うことができる。

2 （略）

主要食糧の需給及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成 7 年農林水産省令第17号）

（主要食糧の交付）

第29条 農林水産大臣は、令第15条第 1 項 の規定により主要食糧の交付を受けた者が交付の条件に違反し、その他不正の行為をしたときは、その者に対し、主要食糧の価格に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第 2 交付の種類

本要領に定める政府所有米穀の交付は、食糧法第49条第 1 項に基づく無償での交付（以下「無償交付」という。）及び 1 年目に無償交付された政府所有米穀を使用して行った基礎研究の成果を用いて実用化試験を行う場合の 2 年目の上乗せ措置としての低価による販売（以下「有償交付」という。）の 2 種類とする。

*1 食糧法とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）をいう。以下同じ。

*2 食糧法施行令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成 7 年政令第 98 号）をいう。

*3 食糧法施行規則とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成 7 年農林水産省令第 17 号）をいう。

第3 交付対象者

交付対象者は、法人又は個人とする。ただし、本人又はその代理人、使用人、従業員が米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者を除く。

第4 交付対象試験研究の選定基準

交付対象となる試験研究は、従来とは異なる特徴を有し、米の需要拡大に資する米製品に関する基礎研究又はその実用化試験であって、その計画内容が、農産局長が以下の基準に照らし合わせて、目的を達成するために適正であると認めたものとする。

1 無償交付

- (1) 試験研究内容が米製品に関する基礎研究であること。
- (2) 試験研究の実施方法及び計画が試験研究の目的を達成するために適正であると認められること。
- (3) 試験研究の内容が科学的に検証可能であると認められること。
- (4) 交付された米穀が交付会計年度の3月31日までに使用されるものであること。

2 有償交付

- (1) 試験研究内容が米製品に関する実用化試験の場合であって、交付年度の前年度に政府所有米穀の無償交付を受け、当該試験に係る基礎研究が交付申請者によって十分なされているものであること。
- (2) 試験研究の実施方法及び計画が試験研究の目的を達成するために適正であると認められること。
- (3) 試験研究の内容が科学的に検証可能であると認められること。
- (4) 交付された米穀が交付会計年度の3月31日までに使用されるものであること。

第5 交付期間

無償交付と有償交付の実施期間は、それぞれ1年度内とする。

第6 交付する米穀の種類及び数量

- 1 交付する米穀は、国内産又は外国産とする。
- 2 交付する米穀の総量は毎年度、農産局長が別に定める。

第7 交付申請及び交付審査・決定等

1 交付申請

- (1) 第3で定めた法人又は個人で米穀の交付を受けようとする者（以下「交

様式1号、(P7)

付申請者」という。)は、米新製品用政府所有米穀交付申請書(様式1号。以下「交付申請書」という。)を地方農政局長等*4を経由して農産局長に提出する。	【米新製品用政府所有米穀交付申請書(無償交付・有償交付)】
(2) 農産局長への提出に際して、地方農政局長等は第4の選定基準に基づき確認の上、確認に係る意見を添える。	
2 交付審査・決定	
(1) 交付申請書の提出を受けた農産局長は、1の確認に係る意見を参考に審査し、第6の2により農産局長が別に定める交付数量の範囲内で、交付決定を行う。	
(2) 農産局長は、(1)により交付を決定した交付申請者(以下「交付決定者」という。)に対し、米新製品用政府所有米穀交付決定通知書(様式2号。以下「交付決定書」という。)を送付し、次に掲げる事項を通知する。なお、この通知は、地方農政局長等を経由して行うものとする。	様式2号、(P11) 【米新製品用政府所有米穀交付決定通知書(無償交付・有償交付)】
ア 種類、産地国、銘柄、等級及び包装別の交付数量	
イ 引渡しを行う受託事業体(政府所有米穀の販売、保管、運送等の業務を委託された者をいう。以下同じ。)	
ウ 交付米穀の引渡方法	
エ その他必要な事項	
3 交付申請の変更	
(1) 交付決定者は、製品の需要動向の変動等により交付決定数量を変更する、又は交付を辞退しようとするときは、地方農政局長等を経由して、米新製品用政府所有米穀交付変更(辞退)申請書(様式3-1号)を農産局長に提出する。なお、交付申請数量を増加しようとする場合の変更の申請、交付の審査、交付決定等については、第7の1及び2の規定を準用する。	様式3-1号、(P12) 【米新製品用政府所有米穀交付変更(辞退)申請書(無償交付・有償交付)】
(2) (1)の提出を受けた農産局長は、交付申請数量の変更又は辞退の内容を第4の選定基準に照らして適正である又はやむを得ない事情によるものと認めたときは、その旨を米新製品用政府所有米穀交付変更(辞退)承認書(様式3-2号)により交付決定者に通知する。なお、この通知は、地方農政局長等を経由して行うものとする。	様式3-2号、(P13) 【米新製品用政府所有米穀交付変更(辞退)承認書(無償交付・有償交付)】
4 有償交付の手続	
(1) 有償交付の指示	様式4号、(P14)
農産局長は、有償交付を行う場合、受託事業体に、米新製品用政府所有米穀交付売買契約等指示書(様式4号。4において「売買契約等指示書」	【米新製品用政府所有米穀交付売買

*4 地方農政局長等とは、地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務局長及び沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。

という。)により、交付米穀の引渡しを指示する。 (2) 有償交付価格 農産局長は、有償交付価格（単価）を定め、受託事業体に提示する。 (3) 売買契約 ア 農産局長は、受託事業体に対し、交付決定者と売買契約を締結させる。 この場合において、受託事業体と交付決定者との間で、売買契約等指示書に定める必要な事項を約定させるものとする。 イ 受託事業体は、アの売買契約を締結した場合は、遅滞なく農産局長に報告する。	契約等指示書】
第 8 交付米穀の引渡し	
1 無償交付にあつては、以下により交付米穀の引渡しを行う。 (1) 農産局長は、受託事業体に、米新製品用政府所有米穀交付引渡指示書（様式 5－1 号）により、交付米穀の引渡しを指示する。 (2) 交付決定者は、第 7 の 2 の (2) の交付決定書を受領した後、米新製品用政府所有米穀交付引渡申請書（様式 5－2 号。以下「引渡申請書」という。）を受託事業体に提出する。 (3) (2) の引渡申請書を受領した受託事業体は、米新製品用政府所有米穀交付引渡申請書（様式 5－3 号。以下「交付引渡申請書」という。）を農産局長に提出する。 (4) 農産局長は、(3) の申請について適切と認めた場合には、これを承認し、米新製品用政府所有米穀交付引渡決定通知書（様式 5－4 号。以下「引渡決定通知書」という。）を受託事業体に交付する。 (5) 受託事業体が、引渡日の変更を希望するときは、書面により農産局長に申請し、変更した引渡決定通知書の交付を受ける。 (6) 受託事業体は、農産局長から交付される引渡決定通知書の内容に従い、交付米穀の所有権が、引渡決定通知書に記載された引渡日をもって、交付決定者に移転することを記載した書面を交付決定者に交付する。	様式 5-1 号、(P18) 【米新製品用政府 所有米穀交付引渡 指示書】 様式 5-2 号、(P19) 【米新製品用政府 所有米穀交付引渡 申請書】 様式 5-3 号、(P20) 【米新製品用政府 所有米穀交付引渡 申請書】 様式 5-4 号、(P21) 【米新製品用政府 所有米穀交付引渡 決定通知書】
2 有償交付にあつては、以下により交付米穀の引渡しを行う。 (1) 交付決定者は、第 7 の 4 の (3) の売買契約を締結した後、引渡申請書を受託事業体に提出する。 (2) (1) の引渡申請書を受領した受託事業体は、交付引渡申請書を農産局長に提出する。 (3) 農産局長は、交付引渡申請書を提出した当該受託事業体に対して、納入告知書を発行する。 (4) 受託事業体は、(3) の納入告知書により、農産局長に販売代金を納付する。 (5) 農産局長は、当該受託事業体の代金納付の確認を行い、引渡決定通知書を受託事業体に交付する。 (6) 受託事業体が、引渡日の変更を希望するときは、書面により農産局長に	様式 5-2 号、(P19) 【米新製品用政府 所有米穀交付引渡 申請書】 様式 5-3 号、(P20) 【米新製品用政府 所有米穀交付引渡 申請書】 様式 5-4 号、(P21) 【米新製品用政府 所有米穀交付引渡 決定通知書】

申請し、変更した引渡決定通知書の交付を受ける。

- (7) 受託事業体は、農産局長から交付される引渡決定通知書の内容に従い、交付米穀の所有権が、引渡決定通知書に記載された引渡日をもって、交付決定者に移転することを記載した書面を交付決定者に交付する。

第9 交付決定者の取るべき措置

- 1 交付決定者は、引渡しを受けた米穀の加工又は米穀を利用する米製品の製造を他者に委託するときは、当該委託に係る契約若しくは誓約書の提出等により当該米穀が全量米製品用に供されるよう厳正な措置をとらなければならない。
- 2 交付決定者は、自らが交付米穀の加工又は製造を委託した者（以下「引渡等受託者」という。）に対し、当該米穀及び米製品の使用状況が常に明確であるようにさせなければならない。
- 3 交付決定者及び引渡等受託者（以下「交付米穀取扱者」という。）は、交付米穀及び交付米穀から製造した製品（以下「交付米穀等」という。）について、これを転売し、又は貸し付けてはならない。

第10 要領等違反等の場合の措置

農産局長は、本事業において要領違反等が生じた場合、以下に基づいて対応する。

なお、措置を講ずる場合にあっては、農産局長は、所要事項を地方農政局長等に通知するものとする。

- 1 地方農政局長等は次の(1)又は(2)に掲げる事実を発見したときは、その内容を速やかに農産局長に報告する。
 - (1) 交付米穀取扱者が交付米穀等について、試験研究用以外の用途に使用した場合
 - (2) 交付決定者が、交付申請書に定める要件を満たさなかった場合
- 2 農産局長は1の報告を受けたときは、内容を審査し、次の(1)又は(2)の措置を講ずる。
 - (1) 1の(1)の場合は、その原因が交付米穀取扱者の責めに帰すものと農産局長が認めたときは、その数量に見合う交付米穀について、直近の主食用政府売渡価格（その原因が故意又は重大な過失による場合は農産局長が定める額を加算した価格）相当額を交付決定者から徴収すること
 - (2) 1の(2)の場合は、交付決定者に交付した米穀のうち、過剰に交付された米穀の数量に、直近の主食用政府売渡価格を乗じて得た額を交付決定者から徴収すること
- 3 農産局長は、2の(1)又は(2)により徴収を行う場合においては、それぞれの徴収金額に対して、当該米穀を交付した日から納付の日までの日数に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額の金額を加算金として併せて徴収する。

第11 指導監督

農産局長は、必要があると認めるときは、随時、交付米穀取扱者に対し、必要な事項を指示し、若しくは報告を徴し、職員をして諸帳簿等の調査を行い、又は交付米穀等の受払い使用状況につき指導監督することができる。

第12 交付米穀取扱者の協力義務

交付米穀取扱者は、次の場合において地方農政局長等に協力しなければならない。

- (1) 交付を受けた現品の包装容器及び副産物の処理方法について地方農政局長等が指示した場合
- (2) 第11により農産局長が調査、報告を求めた場合

第13 報告

- 1 交付決定者は、試験研究を終了したときは、速やかに、作成した試験研究終了報告書（様式6号）を農産局長に提出する。なお、試験研究が、交付会計年度の3月31日までに終了しなかった場合は、交付会計年度の翌年度の4月末までに、米新製品用政府所有米穀使用報告書（様式7号）を提出するものとする。これらの場合、地方農政局長等を経由して行なうものとする。
- 2 農産局長は報告された以下の内容を公開できる。
 - (1) 試験研究の名称、申請者名
 - (2) 試験研究の背景・目的
 - (3) 試験研究の方法
 - (4) 試験研究の成果
 - (5) 成果の活用法・留意点
 - (6) 具体的データ等

様式6号、(P22)

【試験研究終了報告書（無償交付・有償交付）】

様式7号、(P25)

【米新製品用政府所有米穀使用報告書（無償交付・有償交付）】

(様式 1 号)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住所（又は所在地）
氏名（法人にあっては名称
及び代表者の氏名）

米新製品用政府所有米穀交付申請書（無償交付・有償交付）

米新製品用政府所有米穀交付要領（平成 21 年 6 月 5 日付け 21 総食第 134 号総合食料局長通知）第 7 の 1 の規定に基づき、米を利用した新製品用に供する米穀を下記のとおり申請します。

記

(1) 交付希望 米 穀	種 類	年産・産地国	交付申請数量	引渡希望年月日
			kg	
(2) 試験研究の名称				
(3) 試験研究の区分 (基礎研究・実用化試験)				
(4) 試験研究の実施期間 (令和 年 月 ～ 令和 年 月)				
(5) 試験研究の実施場所				

(6) 試験研究の目的
(7) 試験研究の概要
(8) 試験研究の実施方法及び計画
(9) 現時点までの研究開発の到達レベル
(10) 試験研究が実用化された場合の効果
(11) 交付申請数量算出基礎

(12) 試験研究のフロー図（使用する機器等を含む。）

[注]

- 1 種類欄は、玄米・精米の別を記入すること。
- 2 産地国欄は、外国産米の交付を希望する場合は産地国名を記入し、国内産米の交付を希望する場合は「国内産」と記入する。
- 3 試験研究の区分については、基礎研究又は実用化試験のいずれか一方を○で囲むこと。
- 4 試験研究の目的及び試験研究の概要は従来と異なる特徴を有しているなど具体的に記入するものとする。
- 5 記載内容が多い場合は、項目欄に「具体的内容は別添に記載」と記入し、項目内容を記載した資料を添付すること。

[添付書類]

- 1 法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人の場合は交付申請者の氏名及び住所を証明する書類（例えば住民票、印鑑証明書等）並びに履歴書。
- 2 試験研究の実施に当たる研究者の略歴を記載した書面。なお、試験研究の実施に当たり、他の機関等から協力者を得る場合には、当該協力者の氏名を記載した書面。
- 3 実施する試験研究が実用化試験である場合には、基礎研究の成果及び当該実用化試験により生産された製品の市場調査の方法を記載した書面。
- 4 その他試験研究を実施するに当たっての特記事項を記載した書面。
- 5 誓約書（様式1号－別紙）。

(様式 1 号－別紙)

農林水産省農産局長 殿

誓約書

私は、米の需要拡大に資する米製品に関する試験研究において使用するために交付を受けた政府所有米穀について、その全てを試験研究に使用することとし、他の用途に使用しないこと並びに当該政府所有米穀を受領した日から 3 日以内に、当該政府所有米穀に問題がないことを確認し、かつ、当該政府所有米穀に問題があった場合には農林水産省及び受託事業体に連絡することを誓約します。

また、貴職が米新製品用政府所有米穀交付要領（平成 21 年 6 月 5 日付け 21 総食第 134 号総合食料局長通知）第 11 に基づく調査又は報告を求めた場合には、これに協力することを誓約します。

万一、この誓約書に反した場合には、同要領第 10 の 2 に基づく措置が講じられる可能性があることに異存がないことを申し添えます。

(様式 2 号)

番 号
年 月 日

(交付対象者名) 殿

農林水産省農産局長

米新製品用政府所有米穀交付決定通知書（無償交付・有償交付）

令和 年 月 日付けで申請のあった米新製品用政府所有米穀の交付については、米新製品用政府所有米穀交付要領(平成 21 年 6 月 5 日付け 21 総食第 134 号総合食料局長通知)第 7 の 2 の(1)の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付総数量 kg

2 引渡しを行う者（受託事業体）

3 内訳

種 類	年産・産地国	銘 柄	等 級	包 装	数 量(kg)

(注)

- 1 種類欄は、玄米・精米の別を記入する。
- 2 産地国欄は、外国産米の場合は産地国名を記入し、国内産米の場合は「国内産」と記入する。

4 引渡しの方法(在姿・運送)

(注) 倉庫業者等引渡し（無償交付・有償交付）及び売買契約（有償交付）に必要な事項を通知します。

(様式 3 - 1 号)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所 (又は所在地)
氏 名 (法人にあっては
名称及び代表者名)

米新製品用政府所有米穀交付変更 (辞退) 申請書 (無償交付・有償交付)

米新製品用政府所有米穀の交付を希望し、交付数量決定通知書 (令和 年 月 日
付け第 号) により交付数量等の決定通知を受けましたが、下記のとおり変更 (辞退)
したいので届け出ます。

記

1 変更 (辞退) の理由

2 交付数量等

(変更前と変更後の米穀の種類、産地国、交付数量を記述する。)

[添付書類]

変更申請の場合は、様式 1 号を添付して交付数量等を確認できる内容とする。

変更前						
変更後						

(注)

- 1 種類欄は、玄米・精米の別を記入する。
- 2 産地国欄は、外国産米の場合は産地国名を記入し、国内産米の場合は「国内産」と記入する。

(様式3-2号)

番 号
年 月 日

(交付対象者名) 殿

農林水産省農産局長

米新製品用政府所有米穀交付変更(辞退)承認書(無償交付・有償交付)

令和 年 月 日付けにて貴殿より変更(辞退)申請のあった件については、内容審査の結果、適正である(又はやむを得ないもの)と認められるので、下記のとおりこれを承認します。

記

1 変更後の交付決定数量等

	種 類	年産・産地国	銘 柄	包 装	等 級	数 量(kg)
変更前						
変更後						

(注)

- 1 種類欄は、玄米・精米の別を記入する。
- 2 産地国欄は、外国産米の場合は産地国名を記入し、国内産米の場合は「国内産」と記入する。

2 その他

(様式 4 号)

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

農林水産省農産局長

米新製品用政府所有米穀交付売買契約等指示書

米新製品用政府所有米穀交付要領（平成 21 年 6 月 5 日付け 21 総食第 134 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 7 の 4 の(1)に基づき、要領第 7 の 2 の (1)の有償交付の交付決定者等について下記のとおり指示するので、売買契約の締結及び米穀の引渡しが無滞りに実施されるよう手続き等の準備をされたい。

記

1 交付決定者

2 交付決定数量（有償交付）

種類	年産・産地国	銘柄	等級	包装	数量 (kg)

(注)

- 1 種類欄は、玄米・精米の別を記入する。
- 2 産地国欄は、外国産米の場合は産地国名を記入し、国内産米の場合は「国内産」と記入する。

3 引渡しの方法（在姿・運送）

(注) 倉庫業者等引渡し及び売買契約に必要な事項を指示する。

なお、売買契約書の様式は任意のものとし、売買契約に必要な約定は別紙内容を含むものとする。

(別紙)

受託事業体と交付決定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項

(契約数量等)

第1条 受託事業体（以下「甲」という。）が交付決定者（以下「乙」という。）に売り渡す政府所有米穀の種類、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

- 一 種類 ○○○○
- 二 用途 （米製品開発研究用）
- 三 数量 ○○○○k g
- 四 単価 ○○○○円/トン
- 五 金額 ○○○○円

2 前項の売渡しに係る引渡期限は、令和○年○月○日とする。

(米穀の用途)

第2条 乙は、買い受けた政府所有米穀を、前条第1項第2号の用途に使用しなければならない。

(瑕疵現品の交換)

第3条 甲が引き渡した政府所有米穀について、当該米穀を引き渡した後米製品開発研究用に使用する前に隠れた瑕疵が発見されたときは、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

2 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）の同意を得て、瑕疵のあった政府所有米穀と同等の政府所有米穀を乙に引き渡すことができる。この場合、乙は、瑕疵のあった政府所有米穀を甲に返還する。

(契約の解除)

第4条 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により政府所有米穀の売買契約の全部又は一部の履行が困難となったときは、当該契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、農産局長の同意を得て、政府所有米穀の売買契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が、第1条第1項第2号の用途以外の用途に供したとき。
- 二 乙が、この契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

3 甲は、前2項の規定により契約を解除し、又は、契約が解除された場合、当該契約に係る政府所有米穀の買受代金を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府所有米穀を甲に返還する。

(違約金)

第5条 乙は、第2条の規定に違反したことが明らかになったときは、違反に係る政府所有米穀を主食用として販売した場合の政府売渡単価と本契約の売渡単価の差額に、甲から買い受けた政府所有米穀であって乙が用途外使用した数量を乗じて得た金額及び当該金額に100分の30を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

なお、当該違反に係る損害の額が違約金の額を超過する場合には、甲がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げない。

2 乙は、前条第2項第2号により契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(解除権の留保)

第6条 甲は、乙が締結した他の政府所有米穀の売買契約について当該契約に定める米穀の用途以外の用途に供したことにより当該契約の全部又は一部が解除された場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項により本契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付する。

3 甲は、第1項により本契約を解除した場合、本契約に係る政府所有米穀の買受代金を乙に返還する。

4 乙は、第1項により本契約が解除された場合、本契約に係る政府所有米穀を、甲が指定する場所において返還する。

(違約金の納付期限)

第7条 乙は、第5条第1項及び第2項並びに前条第2項の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

(引渡現品の管理)

第8条 乙は、甲から引渡しを受けた政府所有米穀については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

(責任の免除)

第9条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府所有米穀の引渡しが遅延又は不能となった場合
- 二 売買契約の全部又は一部を解除した場合
- 三 引き渡した政府所有米穀に瑕疵がある場合であって、瑕疵発生の原因が甲の責めに帰し得ない場合

(帳簿等の整備)

第 10 条 乙は、政府所有米穀の受払及び加工状況について、甲が別途定める様式の台帳を整備する。

(調査、報告)

第 11 条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件を調査され、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

2 乙は、甲の求めがあった場合には、本契約により買い受けた米穀の加工先との委託契約その他の加工委託等の関係が明らかになる書類を甲に提出する。

(様式 5 - 1 号)

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

農林水産省農産局長

米新製品用政府所有米穀交付引渡指示書

米新製品用政府所有米穀交付要領（平成 21 年 6 月 5 日付け 21 総食第 134 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 8 の 1 の(1)に基づき、要領第 7 の 2 の(1)の無償交付の交付決定者等について下記のとおり指示するので、米穀の引渡しが円滑に実施されるよう手続等の準備をされたい。

記

1 交付決定者

2 交付決定数量（無償交付）

種類	年産・産地国	銘 柄	等級	包装	数量 (kg)

(注) 1 種類欄は、玄米・精米の別を記入する。

2 産地国欄は、国内産の場合は産地名を記入し、外国産米の場合は産地国名を記入する。

3 引渡しの方法（在姿・運送）

(注) 倉庫業者等引渡し（無償交付）に必要な事項を指示する。

(様式 5 - 2 号)

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

住所 (又は所在地)
氏名 (法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

米新製品用政府所有米穀交付引渡申請書

米新製品用政府所有米穀交付要領（平成 21 年 6 月 5 日付け 21 総食第 134 号総合食料局長通知）第 8 の 1 の(2)（第 8 の 2 の(1)）の規定に基づき、下記のとおり、無償交付（有償交付）に係る米新製品用政府所有米穀の引渡しを申請します。

記

1 引渡申請数量等

種類	年産・産地国	銘柄	等級	包装	数量 (kg)

(注) 1 種類欄は、玄米・精米の別を記入する。

2 産地国欄は、国内産の場合は産地名を記入し、外国産米の場合は産地国名を記入する。

2 引渡希望日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 引渡場所

(注) 交付決定通知書に記載した倉庫業者等を記入する。

(様式 5 - 3 号)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

受託事業体

米新製品用政府所有米穀交付引渡申請書

米新製品用政府所有米穀交付要領（平成 21 年 6 月 5 日付け 21 総食第 134 号総合食料局長通知）第 8 の 1 の (3)（第 8 の 2 の (2)）の規定に基づき、下記のとおり、無償交付（有償交付）に係る米新製品用政府所有米穀の引渡しを申請します。

記

1 交付決定者

2 引渡申請数量等

種類	年産・産地国	銘柄	等級	包装	数量 (kg)

(注) 1 種類欄は、玄米・精米の別を記入する。

2 産地国欄は、国内産の場合は産地名を記入し、外国産米の場合は産地国名を記入する。

3 引渡日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 引渡場所

(注) 交付決定者が提出する引渡申請書に記載された倉庫業者等を記入する。

(様式 5 - 4 号)

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

農林水産省農産局長

米新製品用政府所有米穀交付引渡決定通知書

米新製品用政府所有米穀交付要領（平成 21 年 6 月 5 日付け 21 総食第 134 号総合食料局長通知）第 8 の 1 の (4)（第 8 の 2 の (5)）の規定に基づき、○年○月○日に貴殿より引渡し申請があった無償交付（有償交付）に係る米新製品用政府所有米穀の引渡しを下記のとおり、決定する。

記

1 交付決定者

2 引渡決定数量等

種類	年産・産地国	銘柄	等級	包装	数量 (kg)

3 引渡日 令和○○年○○月○○日

4 引渡場所

(様式 6 号)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住所（又は所在地）
氏名（法人にあっては名称
及び代表者の氏名）

試験研究終了報告書（無償交付・有償交付）

米を利用した新製品を開発するための基礎研究（又は実用化試験）を終了（又は中止、
廃止）しましたので、米新製品用政府所有米穀交付要領（平成 21 年 6 月 5 日付け 21 総食
第 134 号総合食料局長通知）第 13 の 1 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(1) 試験研究の名称
(2) 試験研究の実施期間（令和 年 月 ～ 令和 年 月）
(3) 試験研究の結果（概要）
(4) 試験研究の実用化の見通し

(5) 使用米穀 別数量	種 類	年産・産地（国名）	銘 柄	包 装	等 級	使用数量(kg)
(6) 開 発 され た 製 品 数 量	製品名		数量（個数又は kg）		備考	
(7) 試験研究に要した総経費の内訳						
(8) 期間中に 有償領布 して得た 収入金額	製品名	数量 (個数又は kg) ①	金額 (1 個又は 1kg 当り) ②		収入額 [①×②]	

(9) 市場調査の結果（実用化試験の場合）

(10) 今後製品を販売する場合の見込収入金額

製品名	生産見込数量 (個数又はkg) ①	販売可能価格 (1 個又はkg) ②	見込収入額 [①×②]

(11) その他管轄所長等が特に必要と認める事項

(注) 記載内容が多い場合は項目欄に「具体的内容は別添に記載」と記入し、項目内容を記載した資料を添付すること。

(様式 7 号)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住所（又は所在地）
氏名（法人にあっては名称
及び代表者の氏名）

米新製品用政府所有米穀使用報告書（無償交付・有償交付）

米を利用した新製品を開発するための基礎研究（又は実用化試験）を行うために交付を受けた政府所有米穀を使用しましたので、米新製品用政府所有米穀交付要領（平成 21 年 6 月 5 日付け 21 総食第 134 号総合食料局長通知）第 13 の 1 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(1) 試験研究の名称						
(2) 試験研究の実施期間（令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日）						
(3) 使用米穀 別数量	種 類	年産・産地（国名）	銘 柄	包 装	等級	使用数量(kg)
(4) その他管轄所長等が特に必要と認める事項						